（建築基準法施行規則の一部改正）

第五条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（特定建築基準適合判定資格者講習の登録の申請） **第三条の十四**　（略） ２　（略） ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　個人である場合においては、次に掲げる書類 イ　住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第六条の十七第二項第一号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類 ロ　（略） 二～七　（略） （特定建築物調査員資格者証の交付の申請） **第六条の十七**　（略） ２　前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び生年月日を証明する書類 二・三　（略） ３　（略） （書類の閲覧等） **第十一条の三**　（略） ２　（略） ３　特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。 第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係）（Ａ４） （注意） １．第一面及び第二面関係 ①　これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示し、第二面の18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの19欄に記載してください。 ②　（略） ２．　（略） 第十六号様式（第三条の五関係）（Ａ４） 建築基準法第６条の２第５項の規定による 確認審査報告書 第　　号 年　月　日 特定行政庁　　様 ［指定確認検査機関名　　］ （略）	（特定建築基準適合判定資格者講習の登録の申請） **第三条の十四**　（略） ２　（略） ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　個人である場合においては、次に掲げる書類 イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面 ロ　（略） 二～七　（略） （特定建築物調査員資格者証の交付の申請） **第六条の十七**　（略） ２　前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　住民票の写しその他の氏名及び生年月日を証明する書類 二・三　（略） ３　（略） （書類の閲覧等） **第十一条の三**　（略） ２　（略） ３　特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。 第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係）（Ａ４） （注意） １．第一面及び第二面関係 ①　これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示してください。 ②　（略） ２．　（略） 第十六号様式（第三条の五関係）（Ａ４） 建築基準法第６条の２第５項の規定による 確認審査報告書 第　　号 年　月　日 特定行政庁　　様 ［指定確認検査機関名　　印］ （略）